

## ～住居確保給付金 よくある質問～

### 支給対象

#### <管理費、共益費等の取扱い>

Q1 支給金額には共益費や管理費等は含まれますか。

⇒A 含まれません。支給対象となるのは、実家賃のみです。

#### <事業用物件>

Q2 事業用物件も対象となりますか。

⇒A 住居確保給付金は、お住まいのみを対象とした制度です。店舗等の事業用物件は対象外です。

なお、店舗兼住宅を賃借し自営業を行っている場合は、住居部分のみ対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

#### <ルームシェア>

Q3 ルームシェアをしていますか、対象になりますか。

⇒A ルームシェア入居については、各人の家賃負担額が賃貸借契約上明確ではないため、基本的には支給対象にならないと考えられます。詳細はお問い合わせください。

### 収入要件

#### <収入算定>

Q4 収入に含まれるものを教えてください。

⇒A 申請月に入金があったもののうち、以下について算定してください。

①就労等収入

給与収入の場合、総支給額から通勤手当を除いた額

自営業の場合、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）

②公的給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金

③親族等からの継続的な仕送り

#### <新型コロナウイルス感染症に関する給付金、融資>

Q5 新型コロナウイルス感染症に関する給付金（例：持続化給付金、特別定額給付金など）や融資を受けていますが、その分は収入・資産に算定されますか。

⇒A 新型コロナウイルス感染症に関する給付金や融資は、収入・資産には算定されません。

## 対象者要件

### <個人事業主>

Q6 個人事業主ですが、対象になりますか。

⇒A 対象となる可能性があります。

フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方についても、対象となる可能性があります。なお、原則として求職活動を行っていただく必要がありますが、フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方については、その状況は多様であるため個別に相談に応じます。詳細はお問い合わせください（転職・廃業を要件とすることはありません）。

### <外国人>

Q7 外国籍ですが、対象になりますか。

⇒A 国籍についての要件は存在しないため、日本国籍の方と同様、一定の要件に該当すれば、対象となる可能性があります。詳細はお問い合わせください。

### <学生>

Q8 学生ですが、対象になりますか。

⇒A 一般的には主たる生計維持者に該当しないため、基本的には対象とされないと考えられますが、例外的に対象となる場合もあります。詳細はお問い合わせください。

## その他

### <支給期間>

Q9 住居確保給付金を申請した場合、いつの家賃から支給されますか。

⇒A 申請日の属する月に支払うべき家賃から支給されます。例えば、10月1日付で申請した場合、家賃が前月払いであれば、10月に支払う11月の家賃相当額からとなります。

### <支給期間中の転居>

Q10 支給決定後、転居した場合はどうなりますか。

⇒A 転居した日が属する翌月の家賃分から支給中止となります。転居することになった場合、速やかに中野くらしサポートまでご連絡ください。

### <支給期間中の収入増>

Q11 支給期間中に収入が増加し、収入基準額を超える収入を得た場合はどうなりますか。

⇒A 常用就職（期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職）または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止となる可能性があります。支給期間中の収入は、「求職活動等状況報告書」で月に1回必ず報告してください。

### <家賃の振込時期について>

Q12 申請をした場合、どのくらいの期間で家賃が貸主へ振り込まれますか。

⇒A 支給決定通知書の発送日から、およそ3週間から4週間後の振り込みになります。そのため申請の時期によって初回の振り込みに関しては、複数月の家賃をまとめて振り込む場合があります。振込時期については、支給決定通知書の同封文書に記載しております。

なお、申請書類に不備がある場合は、決定に至る審査ができないため、振込処理ができません。中野くらしサポートより書類不備の連絡がありましたら、必ず対応をお願いいたします。

### <再支給>

Q13 過去に住居確保給付金を受給していましたが、再度申請することはできますか。

⇒A 常用就職後に新たに解雇された場合、支給要件に該当する方は再支給が可能です。

また、住居確保給付金の支給が終了した方を対象として、一定の条件下において3か月に限り特例で再支給することが可能となりました（申請期限は令和5年3月31日）。

詳細はお問い合わせください。